

令和6年度版

宜野湾市学校業務改善 アクションプラン(第2期)



令和6年6月1日改訂
宜野湾市教育委員会



はじめに

宜野湾市教育委員会では、教職員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教職員自身が日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで専門性を高め、児童生徒に必要な指導や質の高い教育を持続的に行うことができるよう、学校の業務改善、教職員の働き方改革を目的とし、令和5年6月に「宜野湾市学校業務改善アクションプラン」を策定し、学校と本市教育委員会が一体となって、学校の働き方改革に取り組んでまいりました。

一方、沖縄県教育委員会では、令和5年度に新設された「働き方改革推進課」が設置され、本県のすべての公立学校の働き方改革の旗振り役を担っております。この働き方改革推進課が実施した、全教職員を対象とした業務改善に関する調査結果を踏まえ、働き方改革の取組目標を実効性あるものにするため、同課は「私たちのピース・リスト2023」及び沖縄県公立学校における働き方改革推進計画「みんなの学校！ピースフル・プラン」を策定し、目的実現のための「3軸6視点」の実感の向上を目標に掲げ、令和6年度から8年度までを集中期間として、新たな施策を講じています。

さて、「宜野湾市業務改善アクションプラン」においては、教職員の長時間勤務の原因や現状を踏まえ、「教職員の働き方改革に対する意識・制度の改革」「教職員業務の適正化・効率化」「中学校部活動の負担軽減」を方向性の柱として様々な学校の環境整備に取り組んでまいりました。その結果、在校等時間の適正な記録や管理、職員会議等の時間の短縮や勤務時間外の電話対応、時間外在校等時間の45時間以上の者が前年度より減少するなど、一定の成果を上げることができました。

これまでの労働時間削減だけに重きをおいた働き方改革は、「働きやすい」という労働環境改善には効果があります。しかし、教師の職能開発・職能成長のための研究時間や仕事に集中する時間を制限してしまい、子どもたちの指導の質を上げる点に課題が生じます。

よって、客観的な教職員の働きやすさだけで判断するのではなく、教職員が「働きやすさ」や「働きがい」を実感しているか主観的な部分を重要視し、各学校で評価し検討する必要があります。また、人材確保や教育D Xなど教育環境を整え効率的・効果的な教育活動を実施することも強く求められます。

そこで、令和5年度の成果と課題、学校や教職員を取り巻く環境の変化を踏まえ、令和6年度から令和8年度までを新たな推進期間とする「第2期プラン」を策定することとなりました。

第2期プランでは、県教育委員会の方針を踏まえ、これまで同様教職員が児童生徒に接する時間を十分確保しつつ、教職員一人一人が良好な人間関係を築きながら、心身ともに健康であり、本来の職務に専念できる環境を整え、その専門性を十分に発揮することにより、子供たちへの効果的な教育活動が行われ、本市教育の更なる向上を目的とし、学校における働き方改革を強力に推進してまいります。

今後も、市内すべての教職員の「働きやすい職場環境づくり」や「働きがい」のある「教育環境づくり」を目指し、「人材の確保」「教育D Xの推進」「業務の役割分担・適正化」を柱とし、保護者や地域にご理解いただきながら、すべての教職員によりそう働き方改革を進めることで、本市学校教育の質をさらに高め、教育内容を充実・発展させてまいります。

今後とも、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和6年6月1日 宜野湾市教育委員会 教育長 仲村 宗男

はじめに

I 第1期アクションプラン(令和5年度策定)

1. 第1期プラン策定の背景 1

2. 目標 1

3. 目標の達成状況 2

4. 主な取組の成果と課題 4

II 第2期アクションプラン

1. 目的 6

2. 目標及び期間 6

3. 取組内容 6

4. 評価 7

5. 目標値 8

6. プラン実行のための体系 9

III 本市の取組

これまでの取組 10

IV 市教育委員会、学校の「よりそい、そろえる・つなぐ」取組 11

I 第1期アクションプラン(令和5年度策定)

1. 第1期プラン策定の背景

これまでの学校においては、教職員が、地域や社会からの期待や強い使命感・責任感から児童生徒に関わるあらゆる業務を自らの業務とみなし、徐々に広い範囲の業務を担うようになってきた。

また、新しい時代に必要な資質・能力の育成、授業改善や道德教育の充実、特別な支援を要する幼児児童生徒等への対応等、学校の担う役割は多様化・複雑化し、教職員の負担は増加している。一方で、沖縄県教員選考試験志願者数は毎年減少し、更に、休職者や産休・育児休業等の職員に代わる臨時的任用職員の確保など、深刻な教師不足の状況が続いている。このため、教職員の過重な負担により長時間勤務が常態化しており、教職員の長時間勤務の是正や健康管理の徹底が必要となった。

【4月～3月 時間外勤務80時間超教職員の人数】

	R1	R2	R3	R4
小学校	102	70	48	43
中学校	38	58	74	74
合 計	140	128	122	117

このような状況を踏まえ、本市教育委員会では令和5年6月1日に、「宜野湾市学校業務改善アクションプラン」を策定し、子供たちに質の高い豊かな学校教育を持続的に行えるよう、学校と教育委員会が一体となって学校の働き方改革を推進し、教職員の健康と安全を保障し働きやすい職場環境の整備を行うこととした。

2. 目標

1か月の時間外在校等時間「45時間以内」の教職員を5割とし、

1か月の時間外在校等時間「80時間以上」の教職員を2割削減する。

【在校等時間】

公立学校の教師については、時間外命令を命ぜられるのは、いわゆる「超勤4項目」に限定される。しかし、実態としてはそれ以外の業務により時間外勤務が行われている状況があるため、超過勤務を命じられた業務以外も含めて、教師が校内に在校している時間及び校外での業務の時間を外形的に把握した上で、休憩時間及び業務外の時間を除いたものを「在校等時間」とし、上限時間(月45時間、年360時間)を設定している。

本市においては、令和4年4月1日に制定した「宜野湾市立学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則」及び「宜野湾市立学校職員の勤務時間の上限に関する方針」に基づき、「勤務時間の適正な記録及び管理について」(令和5年6月1日、宜教指第386号)を通知し、各学校で統一した方法により勤務時間の記録が行われている。

3. 目標の達成状況

時間外在校等時間について

(調査方法)

長期休暇、休職者等以外の県費負担教職員全員に対して実施。

各自が、業務開始時刻(出勤時)と業務終了時刻(退勤時)を記録し、正規の勤務時間を除算して算出。(※令和5年8月までは打刻ちゃん。9月以降はグループウェアでの打刻)

※令和5年下半期からは、本市教育委員会が通知した「勤務時間の適正な記録と管理について」により、土日及び祝日に勤務した場合や部活動指導、引率業務等における記録等も徹底することとした。

【分析】

令和5年度の小学校、中学校別の時間外勤務の割合は、月45時間を超える割合、80時間を超える割合共に、中学校の割合が高くなっている。夏季休業期間の7月から8月にかけては両校種とも割合が低い。平均値で見た場合、小学校、中学校共に5割以上の職員が1か月の時間外在校等時間が45時間以内となっており、令和5年度の目標を達成した。

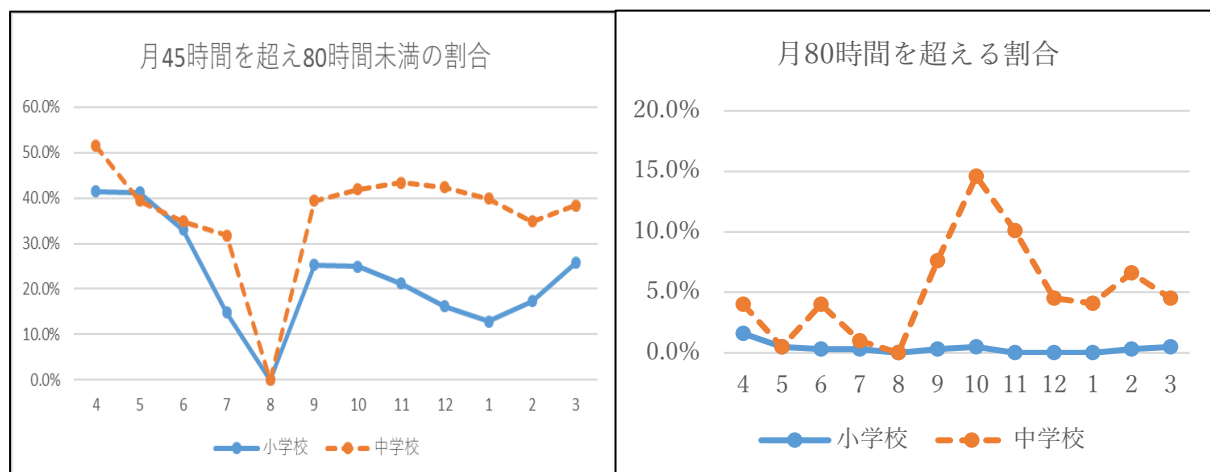
月80時間を超える割合については、小学校では年平均0.3%と目標に近い数値となったが、中学校においては年平均5.1%となった。特に中学校部活動の大会等が行われる時期に時間外在校等時間が増加している傾向にある。

《校種別 月45時間を超え80時間未満の割合》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	41.5%	41.2%	33.0%	14.8%	0.0%	25.3%	25.0%	21.2%	16.2%	12.9%	17.3%	25.8%
中学校	51.5%	39.4%	34.8%	31.8%	0.0%	39.4%	41.9%	43.4%	42.4%	39.9%	34.8%	38.4%

《校種別 月80時間を超える割合》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
小学校	1.6%	0.5%	0.3%	0.3%	0.0%	0.3%	0.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.5%
中学校	4.0%	0.5%	4.0%	1.0%	0.0%	7.6%	14.6%	10.1%	4.5%	4.1%	6.6%	4.5%

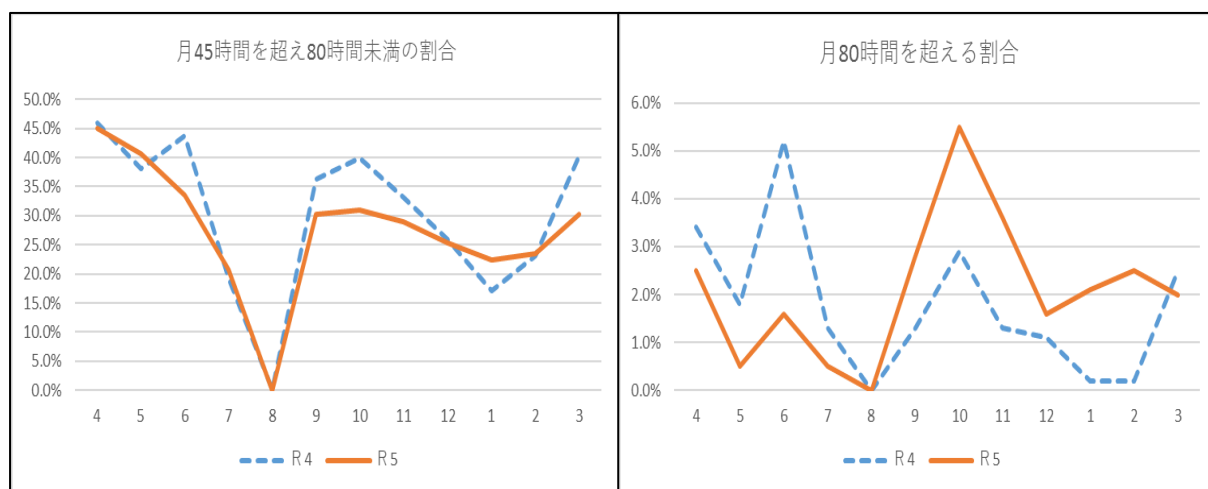


《年度比較 月45時間を超え80時間未満の割合》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R 4	45.9%	38.0%	43.8%	19.3%	0.2%	36.2%	40.0%	33.2%	25.9%	17.1%	23.1%	40.2%
R 5	45.0%	40.6%	33.6%	20.8%	0.0%	30.2%	31.0%	29.0%	25.4%	22.4%	23.5%	30.2%

《年度比較 月80時間を超える割合》

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
R 4	3.4%	1.8%	5.2%	1.3%	0.0%	1.3%	2.9%	1.3%	1.1%	0.2%	0.2%	2.5%
R 5	2.5%	0.5%	1.6%	0.5%	0.0%	2.8%	5.5%	3.6%	1.6%	2.1%	2.5%	2.0%



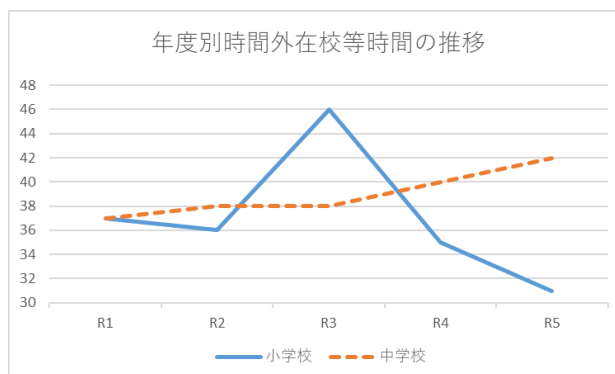
令和4年度と令和5年度の比較については、小学校及び中学校の割合の合計で算出し、月45時間を超える割合では、全体的に令和4年度より低くなっている。月80時間を超える割合については、令和5年度が4年度を大きく上回る結果となった。

宜野湾市における時間外在校等時間の割合の増加の要因としては、令和5年度上半期以前は、各学校において在校等時間の解釈について共通理解が図られていなかったため、実際の在校等時間よりも少なくなっていたと考えられる。しかし、令和5年9月から打刻方法の変更及び勤務時間の適正な記録を徹底したことにより、各学校が通知に基づき土日、祝日の勤務や部活指導及び引率業務等についてもしっかりと記録するようになったため、前年度より増加したものと考えられる。

《年度別時間外在校等時間の平均の推移》

※数値は時間

	小学校	中学校
R1	37	37
R2	36	38
R3	46	38
R4	35	40
R5	31	42



4. 主な取組の成果と課題

(1)教職員の働き方改革に対する意識・制度の改革

【主な取組】

- ・校長会、教頭会における働き方改革の取組の周知
- ・教職員向け「働き方改革」周知リーフレットの作成・配布
- ・リフレッシュ・ウィーク企画「働き方改革標語コンクール」
- ・勤務時間の適正な記録及び管理について通知
- ・小中学校の勤務時間外の電話対応について学校及び保護者に周知
- ・保護者・地域向けに学校の働き方改革への協力依頼ポスターの作成・配布

【成果】

各学校においては、校長のリーダーシップの下、働き方改革検討委員会等が開催され、勤務時間を意識した働き方の実践が進んでいる。例えば、週時程の見直しや会議の方法、グループウェアを活用した時間短縮を行い、定時退勤に取り組む学校が増えている。

また、徐々にではあるが、保護者や地域から働き方改革の取組に対する理解や協力が得られるようになり、各学校では勤務開始時刻や勤務終了時刻に合わせ、自動音声による電話対応ができるようになった。

【課題】

- ・小中学校ともに、教師不足による臨時的任用職員の未配置の状況があった。
- ・時間外在校等時間が月80時間を超える職員が一定数いた。
- ・在校等時間が長時間化することを「しょうがない」とする傾向がまだある。なぜ勤務時間内に業務が終了できないのか、各学校でしっかりと実態の把握に努め、勤務時間外に収まる業務の在り方の検討をする必要がある。また、年間授業時数について、標準時数を大きく上回る予備時数を確保している学校があり、教師の業務多忙の一因となっている。

学校以外が担うべき業務や必ずしも教師が担う必要がない業務について、学校運営協議会や地域コーディネーターを活用して保護者や地域に業務を移行するなど、早急に対応する必要がある。

(2)教職員業務の適正化・効率化

【主な取組】

- ・グループウェア「ミライム」試験的運用（出退勤管理及び休暇等申請の電子化）
- ・出退勤時間の記録の提出方法の変更（各学校からの提出を廃止。市教委がミライムからデータ収集）
- ・学校管理規則の改正
- ・提出文書等の学校回り（市教委・教育事務所への文書提出及び受領）

【成果】

管理職を中心に、学校全体で働き方改革について理解が深まり、実践が進んでいる。また、グループウェアの試験的導入により職員間の連絡が効率よく行え、会議等の時間短縮につながっている。その他出退勤時間に係るデータ収集や行政機関への文書提出、受領を

行う学校回りの導入等により、事務の効率化及び業務負担の軽減ができています。

学校管理規則の改正により、4月の始業式を遅らせることで年度始めに係る準備期間が毎年5日間確保でき教職員にゆとりができた。また、3学期終了を早めることで年度末の事務作業の時間が確保でき、また、遠隔地への異動者の負担軽減につながる。

【課題】

教育委員会が行う取組については、職場環境の整備が主なものとなっているが、教育環境整備の面でもより一層取組を進めていかなければならない。特にDXを活用した教育活動の推進など、働き方改革を進めながら子供たちへの効果的な教育活動の在り方を検討する必要がある。

学校徴収金における現金取扱については、特に小学校において教師の負担が大きく早期の改善を行う必要がある。また、中学校においても、修学旅行や検定料などの徴収も一部の職員に負担がかかっており、システム化による事務負担軽減など大胆な改革が必要である。

学校以外が担うべき業務や必ずしも教師が担う必要がない業務について、学校運営協議会や地域コーディネーターを活用して業務を移行するなど、早急に対応する必要がある。特に、登校時の安全管理のための立哨や朝の活動においては、教職員の出勤時間よりも前に行われるものであり、本来の出勤時間よりも早く出勤させることにつながるため、保護者や地域に移行できる体制を整える必要がある。また、休日や勤務時間外に行うPTA作業や環境整備等についても、職員の負担とならないよう実施する必要がある。例えば、土日には行わず、平日の勤務時間内に処理できる分だけ行う、毎回参加とせず輪番制にするなど、教職員の負担軽減に努める必要がある。学校・保護者・地域が一体となって子供にかかわる体制づくりを整えることで、それぞれの役割を明確にし、分業できる体制づくりに努める必要がある。

(3)中学校部活動の負担軽減

【主な取組】

- ・「中学校部活動地域移行」に係る教職員研修会の開催
- ・「中学校部活動地域移行」に係る地域説明会
- ・市内3中学校へ部活動指導員を各1名配置
- ・総合教育会議での説明及び市全体での取組の確認

【成果】

市内教職員やスポーツ少年団・部活動の指導者及び保護者へ向けて「中学校部活動地域移行」に係る研修や説明会を開催し、地域移行についての趣旨を伝えることができた。

また、総合教育会議で市長部局、教育委員会一体となって中学校部活動の地域移行の実施について共通理解を図り、令和6年度からの準備期間に向けた検討委員会の組織体制づくりを目指すなど、方向性を確認することができた。

【課題】

全中学校へ引き続き部活動指導員を配置することが必要ではあるが、人材の確保及び予算確保が課題である。今後は休日部活動地域移行に向けた指導者確保のため、本市の特性を生かし宜野湾型モデル事業として近隣大学と連携し、大学生やアスリートの人材活用の取組を目指すとともに、国の補助を活用した予算の確保に努める必要がある。

Ⅱ 第2期アクションプラン

県教育委員会の実施した調査結果及び方針を踏まえ、子供たちへの効果的な教育活動を行うために、市教育委員会や学校が行うべき働き方改革についてプランの改定を行い、取組内容を進化・充実させる。

1. 目的

教職員の心身の健康を保ち、『誇り』や『やりがい』を持って職能を発揮できる環境を整え、子供たちへの効果的な教育活動を行い、本市教育の更なる向上を図る。

2. 目標及び期間

(1) 目 標

- ①すべての職員が、良好な人間関係の中で『心身ともに健康』で『働きやすく』、『働きがい』を実感できる**職場環境整備の充実**。
- ②本来の職務に専念できる環境を整え、『専門性が発揮でき』、『児童生徒と共に学び、成長』しながらより良い教育活動が行える**教育環境整備の充実**。

(2) 期 間

令和6年度から令和8年度までの3年間

【理由】

本市教育委員会のプランは、国や県の方針に沿って作成している。令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2023」を基に、沖縄県の新プランが示され上記期間が集中取組期間となっており、本市もこの期間を取組期間として集中的に取組んでいく。

3. 取組内容

(1) 職場環境整備の充実

【具体例】

- ・労働安全衛生管理体制の充実
- ・働き方改革検討委員会の組織強化及び学校と指導課、関係各課との連携
- ・学習、特別支援、ICT支援員、スクール・ソーシャル・ワーカー、産業医、スクール・ロイヤーなど、多様な専門性を持った人的配置による「チーム学校」の推進と教員の業務を支援する教員業務支援員(SSS)の全校配置
- ・コロナ禍を契機とした行事や会議、研修等の見直し
- ・グループウェアや保護者連絡ツールなど、ICTを活用した業務効率化の推進
- ・校務支援システムの見直しやデジタル技術の活用による業務の効率化と負担軽減
- ・No残業、No部活デー実施の更なる徹底の推進
- ・学校が担わなくてもよい業務について、家庭・地域への協力依頼
- ・学校運営協議会や地域コーディネーターを活用した地域との協働組織体制の推進
- ・中学校部活動指導員の全校配置
- ・徴収金システム等を活用した徴収業務の推進(現金取扱の縮小又は廃止)

(2)教育環境整備の充実

【具体例】

- ・タブレット端末、デジタル教材等による教育DXの推進
- ・年間授業時数の適正な管理及び実施(予備時数の縮減)
- ・教員業務支援員及びICTの効果的な活用の推進
- ・管理職のリーダーシップやマネジメントの在り方の検討
- ・経験年数や専門性に応じた校務分掌の在り方と人材育成の推進
- ・各学校の実態に応じた小学校教科担任制の推進
- ・給食費等の徴収システムを活用した教材費等の徴収業務の推進

(3)部活動の適正化

【具体例】

- ・宜野湾市立学校の部活動等の在り方に関する方針の周知徹底
- ・部活動の適正な時間管理や休養日の確保の徹底
- ・大会参加基準の整備
- ・大会等における教職員業務の負担軽減の要請
- ・部活動指導員の配置促進
- ・運動部活動の地域移行の推進

(4)家庭・地域への理解促進

- ・リーフレットやポスター、広報等を活用した取組の発信
- ・教育委員会ホームページによる取組の発信
- ・各学校運営協議会における協議の促進

4. 評価

評価基準については、本市教育委員会が目標とする下記の6項目の内容を踏まえ、沖縄県教育委員会の示す、目的実現のための「3軸6視点」の実感度を成果指標とし、数値化することで評価する。

成果指標については、毎年度評価しPDCAサイクルにより日常的に職場環境や教育活動を見直し、自らの状況を評価することが、学校における働き方改革の取組に『自分事』として捉え参画することにつながり、「働き方改革」の実現が可能となる。

【評価基準】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①時短(在校等時間の縮減、教師が担わなくてもいい業務の精査)②働きがい(教材研究、授業改善、教師が担う業務)③主観的幸福感(ウェルビーイング「身体的・精神的・社会的に良い状態」)④抑うつ傾向の抑制(労働安全衛生委員会、衛生委員会の機能化)⑤職能開発(教育委員会主催研修会、校内研修、経年研修、自己研修)⑥中学校部活動の地域移行 |
|--|

※時短については、長時間労働を削減し、より短い勤務を目指す。というように時短を第一とする傾向になっているが、単に時短という考え方ではなく、例えばICTの活用や会議等の時間の短縮、校務分掌の軽減や削減及び地域との協働体制の確立などにより、業務の分担を図ることで時間短縮を図るという考えである。

【3軸6視点】

3軸	働きやすさ	働きがい	心身の健康
6視点	同僚・管理職との良好な人間関係の構築	児童生徒・保護者との信頼関係の構築	心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成
	個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保	資質能力の向上や専門性の発揮	長時間勤務の改善

- 成果指標1:学校評価(教職員対象)の評価項目に、下記の「3軸6視点」に関する5項目を位置づけ、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標2:「3軸6視点」に関する管理職アンケート調査により、肯定的回答の割合を成果指標とする。
- 成果指標3:客観的計測による在校等時間を集計し、教職員の長時間勤務者の人数と割合を成果指標とする。

【「3軸6視点」に関する5項目】※学校評価に設定

- ・同僚性・管理職との良好な人間関係の構築ができています。
- ・個人の裁量(ゆとり)ある時間の確保ができています。
- ・一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています。
- ・より専門性を発揮するための研修や教材研究等が充実している。
- ・心身の健康の確保と安全・快適な職場環境の形成ができています。

※「一人一人の児童生徒との信頼関係を深めることができています」に関しては、児童生徒の教育活動に直接かかわる教職員のみ。

※学校評価(教職員対象)に設定した上記の5項目は、新年度初めに教職員で確認することが重要。

5. 目標値

上記の成果指標1から3までの目標値を、令和8年度(2026年度)末までに以下の値になるよう目指す。

【成果指標1及び2】

全教職員の「3軸6視点」の実感向上をめざし、肯定的回答の割合を80%以上とする。

【成果指標3】

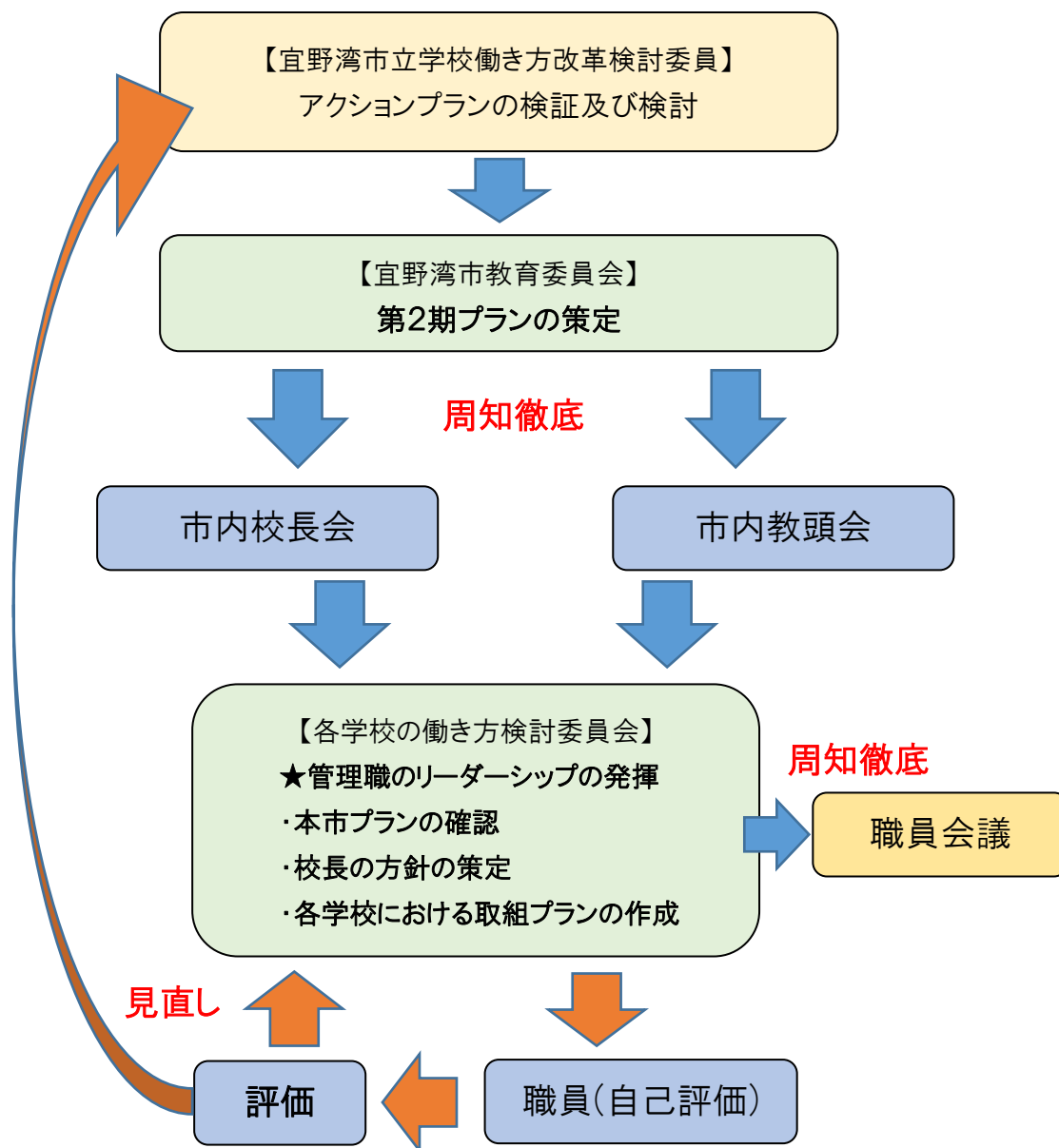
教職員の心身の健康を守るため、全教職員が時間外在校等時間の上限(月45時間、年360時間)以内での勤務を目指して、

○時間外在校等時間が、月80時間を超える教職員をゼロとする。

○時間外在校等時間が、月45時間、年360時間を超える教職員の平均割合を令和5年度の50%以下とする。

※目標値の順守を形式的に行うことが目的化し、真に必要な教育活動をおろそかにしたり、実際より短い虚偽の時間を記録したり、又はさせたりすることはしてはならない。

6. プラン実行のための体系



- 本市教育委員会は、目的達成のため働き方改革検討委員会で協議し、校長会及び教頭会において本市の方針を示す。
- 校長及び教頭は、教育委員会の方針を基に、各学校の実態に応じて方針を立て、実効性のある働き方改革を行い、目標達成に向けリーダーシップを発揮することが重要である。
- 校長は、成果指標を設定し、学校評価の自己評価において毎年度評価し、改善に努める。

Ⅲ 本市の取組

これまでの取組

- (1) 『宜野湾市立学校職員の安全衛生管理規則』制定（平成23年1月）
 - ・ 宜野湾市立学校総括安全衛生委員会の設置（年2回開催し、職員の安全衛生に関する事項の調査審議や各学校の衛生委員会活動を支援）
 - ・ 各学校衛生委員会の設置
 - ・ 長時間労働者に対する健康障害防止対策要領（平成29年7月学校総括安全衛生委員会で議決）に基づく、面接指導や就業上の措置の実施
- (2) 教職員勤怠管理システムの導入（平成30年7月1日）
 - ・ 出退勤管理ソフトを使用し、ICカードで本人認証を行う出退勤の記録により、超過勤務時間の実態の記録と保管が可能となる。
 - ・ ソフト専用端末より超過勤務のデータを出力し、市教委へ毎月、CSVファイルをデータで提出することによって、45時間、80時間以上の超過勤務者の把握・管理が可能となる。（※出退勤の記録・管理、超過勤務者の把握・管理については、R5年度からグループウェアでの記録・管理に移行）
 - ・ 時刻を含め教職員の勤務実態を把握し、全教職員の意識改革を促すとともに長時間勤務が続いている教職員への助言に努める。
- (3) 『リフレッシュ・ウィーク』『学校閉庁日』の導入（令和2年8月）
 - ・ 県教育委員会指示により「リフレッシュ・ウィーク」と位置づけ、8月第2週に夏季休暇を取るよう推奨する。
 - ・ 8月第2週の3日間（水曜日、木曜日、金曜日）を「学校閉庁日」に定め、保護者等の電話対応は市教委が窓口となる対応措置を図る。
- (4) 『自動音声対応電話機』の導入（令和2年）
 - ・ 業務時間外の電話対応業務の負担軽減のため、市内全小中学校に順次導入
- (5) 『宜野湾市立学校職員の業務量の適切な管理等に関する規則』の制定
『宜野湾市立学校職員の勤務時間の上限に関する方針』の策定
(令和4年4月1日)
- (6) 『中学校ノー部活動デー』（令和4年7月1日）
 - ・ 6月校長会で「各学校における業務改善方針（案）」を示し、4中学校全校で毎週水曜日を「ノー部活動デー」として足並みをそろえ、実施する。
- (7) 『月1回夜間街頭指導』の地域移行（令和4年10月1日）
 - ・ 宜野湾市校務研究会（校長会・教頭会）から示された嘆願書を踏まえ、市青少年健全育成協議会主催の「毎月第3金曜日」の夜間街頭指導を、保護者・地域で対応するよう協力依頼する。
- (8) 『中学校部活動先進地域視察』（令和4年11月2日～11月4日）
 - ・ 文部科学省スポーツ庁、東京都日野市、新潟県長岡市（地域の体育館）、埼玉県白岡市教育委員会、白岡市立南中学校、さいたま市教育委員会、経済産業省

- (9) 『中学校部活動地域移行の有識者による市長表敬』（令和4年12月26日）
【スポーツデータバンク沖縄株式会社 代表取締役 石塚大輔氏】
 - ・スポーツ庁参事官（地域振興担当）（技術審査委員会技術専門員）
 - ・スポーツ庁運動部活動の地域移行に関する検討会議委員
 - ・令和2年度地域×スポーツクラブ産業研究会委員
- (10) 『中学校部活動地域移行意識調査』（令和5年2月）
 - ・宜野湾市立中学校全教職員対象
- (11) 『宜野湾市立学校働き方改革検討委員会』設置（令和5年4月1日）
 - ・中学校長、小学校長、教頭会、事務長会の代表(計4名)が委員として参加
※令和5年度は5回開催
- (12) 『事務職員を活用した学校経営と新たな教育委員会制度』の実証研究
(令和5年4月1日)
 - ・真志喜中学校の県費事務主査を教育委員会指導課に配置
- (13) 『宜野湾市業務改善アクションプラン』策定（令和5年6月1日）
- (14) 『リフレッシュ・ウィーク企画 働き方改革標語コンクール』（令和5年8月）
 - ・働き方改革にまつわる標語の募集により全教職員の意識改革を図る
- (15) グループウェア『ミライム』試験的導入（令和5年9月）
 - ・グループウェア導入による会議時間の短縮、教職員の勤務時間管理、休暇等の申請を電子化し、事務負担軽減による時間短縮を図る
- (16) 提出文書等の学校回りの導入（令和6年1月）
 - ・学校、教育委員会、教育事務所への書類提出及び受領を委員会が行い、学校の負担軽減を図る
- (17) 学校管理規則の一部改正（令和6年4月1日）

IV 市教育委員会、学校の「よりそい、そろえる・つなぐ」取組

今後、学校の働き方改革を進めるためには、本プランに基づいた取組を、市教育委員会、各学校がそれぞれの立場で着実に実施する必要がある。

そのため、以下の点に留意しながら取組を推進する。

- 1 学校の働き方改革の進展状況について、国の動向にも注視しながら、常に点検や検証を行い、見直しを行う。
- 2 市教育委員会は管内の効果的な事例を周知することにより、取組をさらに推進する。
- 3 この方針に記載していない事項についても、それぞれの立場でさらに様々なアイディアを出し、積極的に新たな取組を推進する。

宜野湾市学校業務改善
アクションプラン（第2期）



令和6年6月1日発行

宜野湾市教育委員会指導部指導課
電話：098-892-8289